

新潟県医療ソーシャルワーカー協会
実習受け入れガイドライン

2019年版

新潟県医療ソーシャルワーカー協会

【目次】

巻頭言	・ ・ ・ ・ 1
1. はじめに	・ ・ ・ ・ 2
2. 実習指導のもつ意義	・ ・ ・ ・ 2
(1) 医療ソーシャルワーク実習とは	
(2) 受け入れ側にとっての実習の意義	
3. 基盤となる実習の目的	・ ・ ・ ・ 3
4. 実習時期と実習期間	・ ・ ・ ・ 4
(1) 実習時期	
(2) 実習期間	
5. 実習指導者の要件	・ ・ ・ ・ 5
6. 実習指導の流れ	・ ・ ・ ・ 6
(1) 実習の依頼から実習の受入れ決定まで	
(2) 実習受け入れ当日まで	
(3) 実習指導の実際	
7. 実習評価	・ ・ ・ ・ 1 1
(1) 評価の目的	
(2) 実習評価の視点	
(3) 評価の時期	
(4) 評価の方法	
(5) 実習期間を通じた評価の流れと主旨	
8. 実習後の対応	・ ・ ・ ・ 1 2
(1) 実習終了時の確認事項	
(2) 実習成果のフィードバック	
(3) 教育機関との連携	
9. 自己点検票の活用	・ ・ ・ ・ 1 3
10. プログラム例	・ ・ ・ ・ 1 5
11. 実習指導の実際例	・ ・ ・ ・ 1 8
12. 実習受け入れに寄せて	・ ・ ・ ・ 2 2
13. 編集後記	・ ・ ・ ・ 2 8

巻頭言

社会福祉士相談援助実習

医療ソーシャルワーカー実習受け入れガイドライン発刊によせて

医療ソーシャルワーカーはその歴史的な経緯の中で、創設以来の思いや技術を連綿と受け継ぎ発展させながら、全国で活躍する今日の医療ソーシャルワーカーの実践へと結びつけてきた。その思いや技術は、ソーシャルワークの価値とともに現場実習をはじめとするさまざまな場面、方法を通じて受け継がれてきたものである。そして新潟県での活動を担ってきた当協会では、2009年に「実習受け入れガイドライン」の初版を発刊し、それから10年を経た本年に第二版を発刊することができた。このことは、いま現役の医療ソーシャルワーカーとして活動する私たちにとって、今後に向けての大きな指針となるものであると確信する。

確かに実習生の受け入れは、多忙を極める日常業務に加えて負荷となり、努力を必要とする一面がある。しかし、後継となる人材の育成もまた、私たち専門職の責務である。普段から実習生の受け入れの準備を怠らずに、「将来 この病院で、老健で、地域で共に働くかもしれない医療ソーシャルワーカーの後輩」という思いをもって実習指導者が実習受け入れに向き合うか否かで、実習の成否が決まる。先人から受け継ぎ未来へと繋いでいこうとする医療ソーシャルワーカーという仕事とその魅力を、このガイドラインを活用して実習生に向き合い、それぞれの熱い思いを伝え続けていてもらいたい。最後に、実習指導マニュアル作成に尽力された委員会メンバーに敬意を表したい。

新潟県医療ソーシャルワーカー協会

会長 坂詰 明広

1. はじめに

当協会では、実習生の受け入れなどを通じて社会福祉士養成課程への協力を図るため、「現場実習受け入れガイドライン 2009年版」を作成して将来の人材育成に向けた取り組みの方向性を提示してきた。一方で2009年版のガイドライン作成当時は、時期を同じくして社会福祉士養成カリキュラムの改定が行われており、実習時間やその取扱いが変更された。また、実習受け入れに関わる現場実習指導者の要件が定められ、実習指導者としての研修も行われるようになった。

これらの状況から保健医療機関の医療ソーシャルワーカーは、社会福祉士による実習機関として実習を受け入れていく上での新たな課題に直面したものの、2009年版のガイドラインではそれらの改定内容を反映できないままに活用を開始した経過がある。それから10年、蓄積されてきた実習教育の実績、診療報酬制度への社会福祉士等の位置づけ、求人や雇用動静の変化などを踏まえ、ここに「現場実習受け入れガイドライン」の改訂版（2019年版）を作成するに至った。

今回の改定は、2009年版の主旨を踏襲しながら、社会福祉士養成課程の現状や新たなカリキュラム改定への動きにも意を向け、さらに医療ソーシャルワーカーの育成を深化・拡大させたいとの思いによって進められた。いま社会福祉士としての社会貢献を目指す学生にとって、医療ソーシャルワーカーはどのような存在として映っているのか。保健医療機関で活躍する社会福祉士は、地域社会においてどのような存在となっているのか。医療ソーシャルワーカーとして邁進する私たちは、未来に何をにつないでいくことになるのだろうか。人工知能（AI）では為し得ない医療ソーシャルワーカーの価値と存在（技術）をどのように伝承し、発展させていけばよいのか。

そこには、少なくとも私たちの思いに共鳴し活動を共有できる人材が不可欠である。そして、そのための出会いの場を創り提供していかなければ、医療ソーシャルワーカーの未来は先細りしていくことにもなりかねない。医療ソーシャルワーカーを志す人材の受け入れはもちろんだが、医療ソーシャルワーカーのことをよく知らないままにいる学生たちにも学びの場を提供し、実習の機会を創出していくことは医療ソーシャルワーカーとしての未来を創る取り組みでもある。そして何より、私たちの取り組みを意義あるものに結実し未来につないでいくための取り組みでもある。

このような思いによって成り立つ本書を核としながら、県下全ての医療ソーシャルワーカーがその仕事の魅力とやりがいを語り、主体性をもって人材育成に向けた実習の場を創出・提供していけるようになることを切に望んでいる。

2. 実習指導のもつ意義

（1）医療ソーシャルワーク実習とは

医療ソーシャルワーク実習の目的は医療ソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士）の養成であり、実習生が将来「医療ソーシャルワーカーになる」事を意識して、教育機関などで学習したソーシャルワーカーの価値・知識・技術を保健医療分野での実践に適用するプロセスを体験することにある。したがって、社会福祉専門職になることを前提としな

い「体験学習」「見学」とは区別される。一方で実際の現場では、「医療ソーシャルワーカーになる」という意思が明確になる「前段階」、「医療ソーシャルワーカーの活動を知る」という目的も含めて、相談援助実習（社会福祉士及び精神保健福祉士実習）を受け入れてきている。

そのような中で、未来の社会に貢献できる医療ソーシャルワークの担い手の確保には、危機感がある。以前に比べ、病院での実習や就職を希望する学生は少ないようにも感じられる。実習は、学生が直にクライアントと向き合い、医療ソーシャルワーク実践を体感できる貴重な機会である。そして、その経験が将来進路を考える上でも、重要になっている。実習は、学生にとっての学びと自己覚知の場でもある同時に、医療ソーシャルワークを伝える貴重な機会にもなっている。

（２）受け入れ側にとっての実習の意義

実習を行うことは、実習生にとっての意義はもちろんのこと、指導にあたる医療ソーシャルワーカー自身や所属部署あるいは機関・施設全体にとっても意義がある。実習指導を通じた「医療ソーシャルワーカーになる」学生の養成（人材の確保）とともに、実習指導者の理論と実践の検証機会であり、自らのスキルアップにもつながっていく。また、医療ソーシャルワーカー全体の社会的認知を高めるとともに、自身の機関・施設内における医療ソーシャルワーカーへの理解を深める機会となる。

さらに、実習生の受け入れを通して、地域に働く医療ソーシャルワーカー全体のスキルアップに貢献するとともに、後継者を養成するという職能団体の社会的義務を果たすことにもなる。

疾病を負うことによって人生の岐路に立たされるクライアントや、その心情に寄り添っていく医療ソーシャルワーク、制度やサービスを駆使してただ振り分けるのではない現場の医療ソーシャルワーク実践の凄味を、実践者のひとりとして未来の人材に伝えて欲しい。

3. 基盤となる実習の目的

実習生の受け入れにあたっては、少なくとも次の目的を含む実習内容を設定する。

- ①専門職としての価値・知識・技術を身につける。
- ②医療ソーシャルワーカーの業務を理解する。
- ③「生活」の視点から、ならびに社会との関連から対象者への理解（人間理解、生活問題の理解）を深める。
- ④施設・機関の役割、機能への理解、保健・医療・福祉諸制度への理解、政策動向と医療サービスへの影響や医療福祉の現状への理解を含め考察する。
- ⑤専門職として必要な自己洞察・自己覚知を促進する。
- ⑥職業倫理を身につける。
 - ・クライアントの利益を最優先する。
 - ・クライアントを受容する。
 - ・クライアントに必要な情報を分かり易く説明して意思を確認する。

- ・クライアントのプライバシーを尊重する。
- ・クライアントの秘密を保持する、個人情報を保護する。

4. 実習時期と実習期間

(1)実習時期

6月～10月頃が実習時期としては多いと考えられるが、その他の時期においても依頼があると想定しておく必要がある。実習生（学生）のカリキュラムスケジュールに配慮しながら、柔軟に設定する。

(2)実習期間

- ・ 社会福祉士養成カリキュラムの相談援助実習においては 2019 年度現在 180 時間以上が必要とされており、今後見直される可能性がある。
- ・ 一日当たりの実習時間の規定はないが、労働基準法に準じた日程配分が必要である。
- ・ 週当たりの日数や期間設定は柔軟に行えるが、実習生の履修時間割（単位取得）への配慮が必要となる。なお、180 時間の実習に対して、60 時間以上もしくは 120 時間以上を条件として、分割して（一部のみ）受け入れることが可能である。（2019 年度）
（精神保健福祉士：P S Wに関する実習は 210 時間以上である）

○社会福祉に関する科目を定める省令

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa9776&dataType=0&pageNo=1

社会福祉に関する科目を定める省令 データベースに未反映の改正がある場合がある。
最終更新日以降の改正有無については、上記「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認されたい。

（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）

施行日： 平成二十九年四月一日

最終更新： 平成二十三年十月二十一日公布

（平成二十三年文部科学省・厚生労働省令第五号）改正

（平成二十年三月二十四日）

（／文部科学省／厚生労働省／令第三号）

（実習演習科目の時間数等）

第四条 第一条第十六号から第十八号まで及び前条第十三号から第十五号までに掲げる科目(以下「実習演習科目」という。)は、次に掲げる要件に適合するものとする。

六 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、相談援助実習を行うのに適当なもの(以下「実習施設等」という。)を相談援助実習に利用できること。ただし、相談援助実習の一部については、相談援助実習を行うのに適当な市町村(特別区を含む。以下同じ。)において行うことができる。

七 実習施設等における相談援助実習(市町村において相談援助実習を行う場合を含む。次号において同じ。)を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

八 一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う学生の数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。

5. 実習指導者の要件（実習指導者講習会の受講要件ではない）

○日本社会福祉士会

実習指導者としての要件は、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則 2008 年 3 月 24 日 文部科学省・厚生労働省令第二号により、以下のように定められている。

第三条一号ワ

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。カにおいて同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

○日本精神保健福祉士協会

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成 23 年 8 月 5 日 文部科学省・厚生労働省令第 3 号）により、下記の通り定められている。

第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目

第 1 条第 8 項 実習指導者（実習施設等において精神保健福祉援助実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 3 年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

【実習指導者に関する経過措置】

附則第 5 条 実習施設等における実習指導者については、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に旧告示に規定する精神保健福祉援助実習を指導する者のうち学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

2 実習施設等における実習指導者については、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉司、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に定める精神保健福祉相談員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に定める知的障害者福祉司若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に定める社会復帰調整官又は平成 27 年 3 月 31 日までの間において第 1 条

第8項に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

6. 実習指導の流れ

(1) 実習の依頼から実習の受け入れ決定まで

1) 教育機関からの実習の受け入れの受諾方法

実習先の選定、実習の依頼については、教育機関（大学・専門学校）で実習先を開拓・選定し学生を送り出してくる。

実習希望者や教育機関からの打診が複数想定される場合は、受け入れ限度に関しての年間計画(期間や人数)を、予め検討しておくことが望ましい。多くの場合、教育機関は、次年度の実習生受け入れの打診となるため、相談室としての業務の年間計画において、「実習生の受け入れ」についても計画しておくが良い。

教育機関から電話などで実習受け入れ打診があった場合には、実習の目的と内容、期間、人数等の説明を受ける。この段階では受け入れ可否を判断せず、教育機関側の希望を確認するにとどめる方がよい。

実習受け入れ依頼の初期段階で確認すべきポイントを以下に挙げる。

① 実習の目的

「(社会福祉士) 相談援助実習なのか、または単位とは関係のない希望実習であるのか」などを確認する。

② 実習の内容 (具体的な学習課題)

自施設の専門性から、教育機関側もしくは学生が希望する学習内容を満たすかどうかを確認する。

③ 実習期間

自施設において、受け入れ可能な時期や期間であるかを確認する。

④ 実習に関する教育機関側の窓口・連絡先

医療ソーシャルワーカーは、教育機関の希望について医療ソーシャルワーカー側の業務にとりわけの支障が無いこと等、所属部署としての受け入れ可否を判断の上、各所属機関の方法に基づいて、実習生受け入れの起案・決裁などの手続きを行う。しかし、他職種の実習など医療ソーシャルワーカー所属部署以外の都合で受け入れが困難であるとの結論に至ることも考えられる。そのため、連絡先の窓口や担当者ならびに連絡方法などを確認する。

また、実習生受け入れに関する起案や決裁、施設内周知の方法が他職種(看護師、理学療法士等)他部署の実績により機関内で確立していることもあるので、自施設の実習生の受け入れ方法について、上司、上長に確認しておくが良い。

実習の受け入れについて、自施設内での内諾が得られた場合は、依頼文書の宛名(院長、施設長で良いか)、受け入れ施設として必要な書類(履歴書、健康診断書、腸内細菌検査結果など)について確認を行った上で、受け入れの内定を教育機関の担当者(もしくは学生)に連絡する。

2) 実習受け入れ決定・実習契約

実習依頼状等の文書の送付を受け、実習受諾の回答となる文書を返送し、受け入れを正式に決定する作業である。

※契約事務・実習委託料などの取扱いについて

実習費・委託指導料などの名目で礼金が支払われる場合がある。

この場合は、金額を提示する文書や受取口座登録に関する文書が契約書などに併せて送付される。

契約書及び口座登録について、自施設内のどの部署が取扱いの担当となり、書類作成や書類返送等の事務にあたるのか、確認が必要となる。

教育機関側から送付される文書としては、以下のようなものが想定される。

① 承諾書

施設側が教育機関側に実習受け入れの承諾として記載、返送するものである。実習期間・時間、科目、実習生氏名などが記載される。また受入施設側の担当職氏名や要望事項を記載することもある。

② 契約書（協定書）

教育機関側と施設側の契約であり、学生と実習指導者(医療ソーシャルワーカー)との契約関係ではないことに注意する。

契約書の契約事項・内容については、教育機関所定のものの場合や受け入れ施設側と協議して内容を織り込む場合があり、事前に確認しておくのが良い。契約書の内容は実習実施と遂行に関わることが主であるが、実習を中止する場合(学生や教育機関の不義、不信行為などによる契約解除)、損害の賠償責任(責めを負うのは、教育機関側か学生側か)についても想定、記載されている方が良い。

契約書は2部作られ、教育機関側、施設側が各1通保管することとなる。

実習に際しての契約締結は、通常、実習開始より早い時期に行われることが多い。そのため、施設側の担当者の異動、退職により契約の履行(実習の受け入れ)ができなくなる場合がある。その際は教育機関が、新たな実習先を確保することになるため速やかに教育機関側に連絡をする。

③ 誓約書

学生が受け入れ施設(施設長、実習指導者)に対して、実習中遵守すべき事項を宣誓する文書である(②の「契約書」と区別すること)。誓約書の場合は、②の契約書と違い実習生から施設側への一方向の書類であり、取り交わしの必要は無い。

④ 個人票(自己紹介書)

実習生個人の情報に関して記載されたものである。学生の氏名、現住所、帰省先、電話番号、教育機関での単位取得または履修の状況、実習における自らの達成課題などが記載される。

実習生の「個人情報」にあたるので、保管管理に気をつける。また実習期間終了後は、学生に返却または教育機関への返却が必要となる場合が多い。

⑤ 健康診断書

実習中の患者(利用者)との接触状況によっては、健康診断書や感染症類に関する検査証明の提出を求める必要が考えられる。受け入れ施設側で検討の上、受け入れ調整時に予めその要否と記載すべき内容を教育機関側に伝えておくのが良いだろう。

⑥ 実習計画書・実習ノート

いわば「見本」として送付されてくる場合もあるが、実習前の事前オリエンテーション時に学生が持参することが多いと思われる。

教育機関によっては、②「契約書」と③「誓約書」どちらか一方のみとする場合や、①「承諾書」の提出を以って実習契約に換える場合などがある。これらの点については、各教育機関により統一した方法がとられているわけではないため、個々に協議が必要なのが現状であり、今後の検討課題と言えるだろう。

なお、④「個人票」、⑤「健康診断書」などは実習受入契約の作業とは別に、実習期間に近くなった段階で送付されることもある。

(2) 実習生受け入れ当日まで

1) 実習生との事前面接

他の社会福祉施設での実習経験はあっても、医療機関での実習は初めてという学生も多いことだろう。実習生との事前面接は、緊張と不安、期待といった様々な想いを持った実習生との最初の面接であり、そうした実習生の想いを汲み取りつつ、実習生と医療ソーシャルワーカーとの信頼関係を結ぶことも大切な目的の一つである。

事前面接については、実習生が直接アポイントメントをとるために連絡をとってくることが多いが、実習が始まる1ヵ月～2週間前頃を目処に実施するようにする。

実習計画書を持参してもらい、実習の目標、達成課題などについて、話し合いおよび修正の機会とする。

実習プログラムの「事前学習」を参考に、各実習期間の状況と実習の内容に応じてアレンジされたい。

2) 実習プログラムの作成、基本的なプログラムモデル

本例をそのまま使用することなく、実習指導者の創意工夫によって各々の機関で指導計画、プログラムを作成し、より良い実習の実施と自身の指導力の向上を図っていただきたい。

3) 他部署のスタッフとの受け入れ体制の整備

医療ソーシャルワーカーは日頃からチーム、組織の一員として業務を行っており、他部門との関わりは重要である。実習生もその期間中に病棟や外来のみならず、リハビリテーション部門や医事課などの他の部門の職員と関わりを持つことが考えられ、機関内の他部門、他部署へ医療ソーシャルワーク実習生が来る旨を事前に周知することが必要である。実習プログラムに基づき、協力を得ることが必要と思われるスタッフに対しては、具体的な協力の依頼を行う。この際、「業務見学」、「訪問同行」、「会議への同席」、「グループワークへの参加」、「課題を与える」など実習生への指導内容、備品・設備の使用など、「何について協力や指導をお願いするのか」明確に伝えておくべきである。

他部署で実習生が関わるクライアントが予めわかっている場合には、そのクライアント

に対して実習生が関わるることについて了解を取っておく。

また、受け入れ施設以外の外部の施設や機関への同行・見学を予定する場合は、予め計画の段階で打診を行い、先方の意向の確認をする必要がある。

(3) 実習指導の実際

1) 実習担当の指導教員（教育機関の教員）による巡回指導

- ①実習期間中（原則として1週間に1回の頻度で行われるが、教育機関の裁量で決定される。）、実習担当の指導教員が直に機関を訪問（巡回指導）する。
- ②巡回指導の際、実習指導者と指導教員の二者の面接、学生と指導教員の二者の面接、学生と実習指導者と指導教員の三者の面接の場を設けることで、実習目標の達成状況の確認や指導教員、実習指導者との連携を行なうことが望ましい。

2) 事故等が起きた時の対応

- ①実習前に、教育機関で実習保険に加入しているか確認を行う。
- ②実習生もしくは実習生に起因した事故や緊急事態が発生した場合には、実習生より実習担当の指導教員へ速やかに報告を行うように指示を行う。実習指導教員との連携をとり、適切に対処を行う。

3) 実習生の権利擁護

実習指導者は、実習生の実習展開が円滑にすすめられるよう配慮するとともに、以下のような実習生の権利を侵害しないよう適切な配慮を行う。

- ①実習生へのハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント：過剰な負荷、不適切な関わりを行う等）の防止および対応を行う。
- ②実習生に関する個人情報の漏洩防止および対応を行う（実習生の個人票の取扱いについては、教育機関による取扱いが異なるため、各校の指示に従い、個人情報保護の観点から丁寧な取扱いを行う）。

4) 実習指導の展開

①実習の中で押さえるべきポイント

実習生が実習のプログラムに取り組んでいく中で、少なくとも次のような内容への知識を獲得し、理解を深めていけるように配慮する。また、現場実習指導者として、これらの内容を意図しながら指導を行っていく。

・所属機関の役割と地域特性の理解

制度上の位置づけや機能に基づく具体的な事業展開の現状と特徴、および地域において果たしている役割を理解する。

機関の位置する地域の暮らしの様子や医療サービスに対するニーズ特性などへの理解を深める。

・傷病が生活に与える影響の理解

生活問題としての傷病・医療ニーズについて理解を深めるとともに、傷病や疾病によって引き起こされる生活問題の実際を知る。

傷病によって受ける暮らしや人生への影響は、患者・家族一人ひとりにおいて個別

性のあることを理解する。

- ・クライアントとクライアントの抱える問題の個別性の理解

患者・家族の抱える生活問題の個別性を考察し、医療ソーシャルワークの展開を具体的に想起できるようになるための視点をもつ。

それぞれの患者・家族が、自らの抱える生活問題をどのように受け止め、考えているかについての考察を図る。

- ・医療ソーシャルワーカーの役割の理解

医療ソーシャルワーカー業務指針に示される諸業務が、具体的にどのように展開されているかを把握する。

機関の特性に応じて、医療ソーシャルワーカーがどのような役割を担い、どのように活動しているかを理解する。

- ・所属機関内での他職種との連携についての理解

連携している他職種の存在と役割への理解を深めるとともに、どのような連携の場面があるのか、どのように連携しているのかを知る。

他職種から期待されている医療ソーシャルワーカーの役割を考察し、その意義への理解を深める。

- ・所属機関外での他機関との連携についての理解

連携している他職種・他機関の所在と役割への理解を深めるとともに、どのような連携の場面があるのか、どのように連携しているのかを知る。

地域の施設・機関等から所属機関や医療ソーシャルワーカーに対して期待されている役割を考察し、その意義への理解を深める。

- ・医療ソーシャルワーカーの基本技術の習得

一連のソーシャルワーク過程を実践的に理解できるようになるとともに、相談援助面接やアセスメントを実践する上での基礎を身につける。

必要となる専門職としての基本姿勢やコミュニケーション能力、コミュニケーション技法や面接技術、アセスメントの視点と方法について考察し、経験的な訓練の場をもつ。

- ・社会保障制度についての理解

患者・家族のニーズや生活問題に応じた社会保障制度の活用を考察し、有効となる社会保障制度を見出すための方法としての基礎を学ぶ。

患者・家族の理解が得られるような説明・伝達の方法を考察し、体験を通して社会保障制度への理解を深める。

- ・社会資源及び活用についての理解

患者・家族のニーズや生活問題に応じた社会資源の把握方法を考察し、有効となる社会資源を見出すための視点と実践の基礎を学ぶ。

社会資源に関する情報収集や開拓の実際を知り、その方法としての照会や交渉の技術について理解を深める。

7. 実習評価

(1) 評価の目的

実習が終了すると実習評価を行うことになる。実習評価の目的は医療ソーシャルワーカーの現場において実習生（社会福祉士あるいは精神保健福祉士の課程における学生）として習得しなければならない標準的な課題を理解し、実習の目的をどの程度達成できたかなど、実習の成果を確認するためのものである。その際には、実習指導者による一方的な評価や実習生の自己満足に終わることなく、実習生と実習指導者が相互に判断を持ち寄り、話し合うことによって共有できる内容であることが求められる。

(2) 実習評価の視点

評価は、標準的に用意された実習目標（養成課程の内容）、実習機関で提示した課題（実習指導者による提示の内容）、および実習生自身が設定した目標と課題（実習計画書の内容）に対して行われる。その評価に際しては、実習依頼元（教育機関）より提示された評価表（段階的評価が多い）に基づいて実施するとともに、それには拠らない具体的な成果の程度によっても行う必要がある。

具体的な成果とは、「観察」や「体験」、「考察」などを通して得られた理解を、どの程度自分自身の認識と言葉で表現できるのか、また実習生自身の学習意欲の向上や達成感（満足度）によって測られるものである。そのためにも、実習指導者はまず実習生の自己評価を聴き、実習指導者による観察的な評価と合わせながら、良い点・認め得る点について伝えた上で、今後の課題への認識や取り組み意欲を実習生が得られるように配慮する。改善点などを一方的に指摘するのではなく、学生自身に考えさせるような工夫が必要である。

(3) 評価の時期

実習評価は、実習終了時の面接および実習終了後の課題提出（実習総括レポートや実習日誌など）によって行うことが基本となる。また、事前学習をもって実習に入る時点、実習場面における様々な局面、実習中の課題提出の時点など、実習中の途上における観察評価等を含める必要がある。そのため、毎日の振り返りの時間、実習プログラムの区切りの時点など、複数回にわたって評価のための話し合いの時間を持つことが求められる。発表や課題の提出を求める場合には、あらかじめその内容や時期、方法などを説明しておくようにする。

(4) 評価の方法

実習評価は、実習生自身による「自己評価」、実習指導者による「他者評価」およびその「比較評価」（突き合わせ・話し合い）によって行うことが基本である。その際には、予め共有する評価方法（評価表などによる評価内容やスケールなど）を提示しておく必要がある。その内容は、実習依頼元（教育機関）が作成している評価表などを活用するか、独自に準備しても良い。できる限り紙面などを用いて行うことが望ましく、口頭だけの評価にならないように配慮する。

なお、実習依頼元（教育機関）において単位認定などの評価が実施されることになるが、実習指導者は教育機関の単位認定等とは別の立場から評価を行うことになる。そのため、現場の医療ソーシャルワーカー（社会福祉士等）としての評価であることを自覚し、医療ソーシャルワーカーや社会福祉専門職を目指す実習生に有意義となるような評価であるように心

掛けたい。実習生への指導などを通じて得られた実習指導者としての自身の成果も振り返り、必要に応じて実習生にフィードバックしても良い。

(5) 実習期間を通じた評価の流れと主旨

①実習前評価

事前学習を通じての「価値」「知識」「技術」の習得状況について実習生自身が自己評価を行い、実習指導者に提示して実習における課題を具体化する。

②観察評価（フィードバック）

毎日の実習最終段階（終了時）にスーパービジョンを行い、当日の課題がどの程度理解されたかを確認する。当日に実施できない場合には、実習日誌の提出内容を通じて翌日に実施する。

③中間評価

実習プログラムの各段階における最終日にスーパービジョンを行い、課題がどの程度達成されたかを確認する。最終日に実施できない場合には、レポートなどの提出内容を通じて早期に実施する。

④総括評価（実習後評価）

実習最終日の発表や個別指導を通じて行き、実習生と実習指導者による話し合いなどを通じて実習の達成度を共有し、全体を総括する。実習最終日にスーパービジョンのみを実施し、後日の実習総括レポートの提出時に実施しても良い。

8. 実習後の対応

(1) 実習終了時の確認事項

実習日誌、出勤簿（出席簿）、評価表などの提出・作成文書の取り扱い（所在）と提出期日を確認する。最終日の実習日誌およびそれまでの実習日誌を綴じて提出するように求め、実習全体の実習総括レポートを3日以内に提出させる。その受け取り方法と日時・場所、返却（教育機関への送付を含む）方法、必要時の連絡方法などについて打ち合わせる。

＊教育機関の取り扱い基準に依る。

(2) 実習成果のフィードバック

実習終了後に作成される「実習報告書」（教育機関が発行する場合が多い）などにより、実習生の振り返りの内容や状況と成果を把握し、今後の実習指導の参考とする。実習報告会等が開催される場合には、可能な限り出席する。

(3) 教育機関との連携

実習全体を通して、常に教育機関やその実習指導担当者（実習指導室）等と連絡を取り合い、相互に情報交換や協議等を行う。個々の実習生への指導や配慮などについては、実習指導担当者（教員）と協力して対応にあたる。実習指導内容や教育機関側の実習教育体制などに問題点や要望事項などがあれば、教育機関と協議する。実習指導者会議（スーパーバイザー会議など）が開催される場合には、それに参加して実習教育に協力し、相互の関係づくりに努める。

9. 自己点検票の活用

実習準備や実習中及び実習終了後には「実習指導自己点検票」を活用して、実習指導者としての振り返りを行う。

実習指導者の自己点検票

1	実習機関	<input type="checkbox"/> 実習契約にあたり事務的な手続き及び管理はできたか。 ・実習依頼書・承諾書・契約書・誓約書・個人票（自己紹介書）・健康診断書・その他 <input type="checkbox"/> 実習受け入れについて院内他部署への周知と協力要請はできたか。 <input type="checkbox"/> 実習に必要な物理的条件（相談室、机、電話、ロッカー）は整っていたか。
2	事前学習 事前訪問	<input type="checkbox"/> 実習に必要な基礎知識を踏まえ、事前学習の内容を課題として具体的に教育機関、実習生に提示できたか。 <input type="checkbox"/> 事前訪問を行い実習の目的・課題・実習計画について確認、共有し必要に応じて修正することができたか。 <input type="checkbox"/> 事前訪問において実習中に遵守すべき事項（身だしなみ、携行品、職員に準ずる服務規程、感染対策、個人情報保護、医療安全）についての指導は行えたか。 <input type="checkbox"/> 実習生に個別に配慮すべき事案・事項の有無について確認したか。
3	実習中の指導	<input type="checkbox"/> 実習プログラムの立案、実施に当たっては実習生の状況（学習の準備状況・学習の達成度等）により柔軟に対応できたか。 <input type="checkbox"/> 実務に応じて様々な場面を実習生に開示し、それが何のために行う言動であるか事前あるいは事後の説明を行えたか。 <input type="checkbox"/> 提出物・実習ノートへの指導コメントは当日記載し、滞りなく実習生へ返却できたか。 <input type="checkbox"/> 日々のフィードバック・実習ノートを通じた指導は実習生の想いをくみ取り、学びを支援する連続性のある内容であったか。 <input type="checkbox"/> 実習期間を通じて「面接の実践」まで段階的に実習課題・内容を組み込むことができたか。 <input type="checkbox"/> 実習指導者として指導力・教育力を発揮するとともに実習生に対して支持的に向き合うことができたか <input type="checkbox"/> 実習生の権利擁護には充分留意できたか ・セクシャルハラスメント、・パワーハラスメント <input type="checkbox"/> 感染対策・個人情報の保護・医療安全について十分な指導が行えたか。
4	教育機関との連携	<input type="checkbox"/> 巡回指導の他、実習生を支援するための教育機関との連携を行えたか。 <input type="checkbox"/> 事故発生時等は迅速に養成機関と連絡をとり、対応ができたか。

5	実習指導後	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 実習内容における達成状況への評価を実習生と共有できたか。<input type="checkbox"/> 今後に向けてと取り組んでいくべき内容、・課題について話しあう機会を設けることができたか。<input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカーの醍醐味を言語化して伝えることができたか。<input type="checkbox"/> 実習報告書をチェックし、実習報告会へ出席を含めフィードバックできたか。
---	-------	--

1 1. 実習指導の実際例

〈新潟医療福祉大学「相談援助実習Ⅲ（本実習）ノート」社会福祉学部社会福祉学科の書式を基に作成〉

1、実習目標と課題（例）

実習生名 新潟 とき子

実習目標	具体的な課題と達成方法
<p>1、MSWの基本的業務、または病院での役割を知る。（MSWの一日の業務内容やどのような患者さんとどのような面接をしているかを学んでいく。それによって病院内でどのような役割を担っているかを知る）</p> <p>2、病院での相談面接を通して社会福祉士の面接技術について理解を深める。（座学で学んだ知識が実際の面接場面でどうなっているかを知る）</p> <p>3、退院に不安のある患者さん、その家族のニーズについて理解を深める。（どのような不安をもって退院するのかを把握する）</p> <p>4、病院内外での他職種との連携を知る。（どのような場面でどのような専門職との関わりを持っているか具体的に学ぶ）</p> <p>5、社会福祉士として各分野に共通する思考を身につける。（社会福祉士に求められる価値、理論、思考を学ぶ）</p>	<p>1、毎日の学習を通してMSWの一日の流れを把握する。また患者さんや他職種とのかかわりからMSWがどのような存在であるかを感じ取る。</p> <p>2、バイスティックの7原則等を踏まえ面接の見学などを通してMSWの面接技術を学ぶ。また、やり取りを記憶し、記録を書くなどして指導を受ける。</p> <p>3、面接やそれ以外の関わりから患者さんとコミュニケーションをとり話を傾聴したり言葉以外のところからも患者さんの想いを知る努力をする。</p> <p>4、事前学習で関わりのある職種を調べた上で実際はどうであるかを観察し、また連携をする上で大切なこと等をMSWや他職種の方たちに聞く。</p> <p>5、患者さんやその家族、他職種と関わるMSWが何に注意して関わりをもっているか観察し、その後聞いてみる。</p>

実習生は実習前に教育機関において教員の指導の下「実習の目標」とそれに対する「具体的な課題と達成方法」を作成する。

実習指導者は「事前学習」の「事前訪問」の際にそれを持参させ、その内容が自院の機能と合致しているか、現実と乖離していないか実習生とともに確認、共有し必要があれば「実習目標」あるいは「実習計画」の修正を行う。

実習指導の実際例（7日目）

2、実習指導日誌

<p>第7日目 ○年 ○月 ○日 (○曜日) 新潟 とき子</p>	
<p>本日の目標 面接などから患者さんやその家族への理解を深める。記録の書き方や表現を気をつける。</p> <p>今日は面接を見学することは少なかったが、学べることはあった。身体障がい者手帳についての説明をする面接だったが、自分自身がその内容をしっかり理解していなければ、患者さんやその家族に対してわかりやすい説明ができないのだろうと思った。また申請するにはどんな資料が必要でそのためには何をすればいいか、すぐに動けるようにその手配もしたりするところまで気を利かせなければならぬのだと学んだ。</p> <p>そして、今日は記録についての講義を受けた。a 記録は常に誰かに見せるものであると心がけて書くことが大切であると学んだ。そして余計なことは記録せず、短くわかりやすいものである必要がある。このことも注意し、さらに自己課題である文書の書き方、表現に気を付けて実習日誌などを作成していこうと思った。</p> <p>また、地域医療連携室としての役割の講義を聞いてMSWの業務内容の幅広さを改めて感じる事ができた。b 病院内の患者さん、家族、他職種との関わりだけでなく、病院周辺の地域との関わりも大切にしていかなければいけないのだと学んだ。そのために、まずこの病院周辺の地域理解が必要である。しかし以前にも指導を受けていたにもかかわらず自分で説明ができなかった。もっと地域を知ることの重要性を理解していかなければと思った。</p>	<p>実習指導者からのフィードバック</p> <p>a 記録の目的、作成に際の留意点についての説明を行い、理解を促す。</p> <p>b 地域理解から発展し、実習後半には地域包括ケアシステム構築のためにMSWが果たす役割まで意識できるよう繋がる指導を行う。</p>
<p>実習指導者からのコメント</p> <p>「記録」は私たちが専門職として社会的責任を示した証拠です。信頼性のある正確な記録を作成することは正確な業務に通じ、私たちの目的である「適切でより良いサービス」の提供に結びついていくと思われまます。文章を書く訓練を継続しましょう。</p>	<p>コメントを受けての感想</p> <p>記録を書くことの大切さを学べたので、実習期間中に多くの文章を書いて良い記録の書き方を身につけていきたい。</p>

実習指導の実際例（14日目）

2、実習指導日誌

<p>第14日目 ○年 ○月 ○日 (○曜日) 新潟 とき子</p>	
<p>本日の目標 病院内の連携を学ぶ。面接・電話を通して <u>a いろいろなことを考える。</u></p>	<p>実習指導者からの フィードバック</p>
<p><u>b 今日にはNST回診(栄養サポートチーム)に同行させてもらい病院内の他職種連携を知ることができた。NST回診を効率よく進めるために事前にカンファレンスを行っていることを知った。</u>また回診の様子を見学していて、日々の生活の様子や状況を聞いた上で医師の指示が出るので、よりの確な栄養指導になるとわかった。 今日の実習内容が充実していて面接が多く、その全てを聞かせてもらえた。最近主訴も考えながらきくことができたと自分でも感じている。その上で実際自分が今、その場で面接していたらということを考えながら聞けるようになった。想像しながら聞いていると、この場面でどのような言葉をかけているか、この人にはどんな制度を紹介していけるのか、口調や問のとり方、あいづちにどんな工夫があるのかなど、様々なことを考えながら聞くことができるようになった。そして自分だったらどうだったかと比べることができるので、より集中して面接に臨めるようになったと思う。また実践の場ではその場ですぐに対応が求められるので、その制度を受けるための要件であったり、金額であったりがすぐに出ないとテンポの良い会話が続いていかないのだろうなと思った。</p>	<p>a 目標は「いろいろなことを考える」では抽象的すぎるので具体的に挙げさせる。 b12 日目に他部署見学として栄養科の講義を受けており、その上でのNST回診の同行であり、より他職種との連携の理解に繋がっているかを確認する。</p>
<p>実習指導者のコメント Kさんの面接の中で本人の主訴により傷病手当金、身体障がい者手帳、障害年金、雇用保険、就労支援と多くの制度が関連し、整理することが難しかったと思われます。これまで学習した内容と関連して理解が深まったでしょうか。</p>	<p>コメントを受けての感想 学んだ内容については少しは理解しながら考えられたが、雇用保険などはあまり学習していなかったので本当に多くの制度の活用が必要なのだと思った。</p>

実習指導の実際例（20日目）

2、実習指導日誌

<p>第20日目 ○年 ○月 ○日 (○曜日) 新潟 とき子</p>	
<p>本日の目標 面接を通してクライアント理解を深める。</p>	<p>実習指導者からの フィードバック</p>
<p>今日は回復期リハビリテーション病棟に転棟したばかりのAさんと最近の様子などを聞くために面接をさせてもらった。 a <u>まず事前の情報収集の段階でわからないことがあったにも拘わらず、知る努力をせずに面接に臨んだことは準備不足であったと思う。</u> また患者さんの体調のことをあまり気にかけることができず、だらだらと面接を続けてしまった。この二つが大きな反省である。実際の面接をしてみても聞こうと思っていたことが聞けなかったり、逆に聞きたいあまりに話をうまく繋げなかったりと、本当に難しさを感じた。また、質問はできても自分の語彙の少なさや物事を知らないことにより良い返しができなかったことはとてももどかしかった。また口調が淡々としていたと指導を受けて本当に多くの課題を見つけることができた。 b <u>無理を言って面接をさせてもらったが、面接を実習期間に経験できて本当に良かった。多くの人に感謝している。</u> また実習期間内で患者さんと関わりを持っていけたら良いと思っている。</p> <p>c <u>最近、他の病院への書類を送付する事務作業を手伝わせてもらう機会が多々ある。その書類は病院の地域医療連携室あてに送るので、医療相談室としての業務と地域連携室の業務両方に携わることができてMSWの業務内容について理解を深められている。</u></p>	<p>a 何がわからなかったのか、なぜ事前に確認できなかったか確認する。 面接し、転棟後のAさんの気持ちや状態についてどのようにとらえたか確認する。</p> <p>b 「無理を言った」のではなく実習期間中、意欲的に学ぶことができた結果、面接実施に至ったことを伝え、評価する。</p> <p>C 単なる事務作業でなく、他院との連携に必要な業務であることを説明する。</p>
<p>実習指導者のコメント 面接の冒頭に改めて自己紹介をして面接の目的をはっきりと伝え、面接を開始できました。 Aさんが話好きということも幸いし、不自然な沈黙もなく進めたのではないのでしょうか。ただ面接の終結についての考えに乏しかったのかなかなか切り上げられませんでした。 はじめての面接でしたが、落ち着いてできたと思います。</p>	<p>コメントを受けての感想 今回の面接で得た課題と向き合っていきたいと思う。 本当に良い経験をさせてもらった。</p>

1 2. 実習受け入れに寄せて

実習生から受ける与えるリフレッシュ効果に思う

日々の業務の中で振り返ることをどれくらいしているか？実習生を受入れて5年目。実習生を受入れたのは、実習指導者研修を受けることで、後輩の指導に役立つのではないかとというのがきっかけだった。まだまだ、未熟な自分が後輩を教える立場になり、どういう風に教えたらいいのか。日々の業務で手一杯で教える時間が無い・・・というのが実情であった。実務者研修受講後、今後の後輩育成のことも考えると指導者資格もとったのでまずは、実習生を受けてみよう！ということで初の実習受け入れをした事を思い出す。

受け入れ準備で実習プログラムをつくるにあたり、「どうしよう」と迷い、悩んだ挙句、教科書にある社会福祉士のプログラムをほぼ丸写しして活用したというのが実態であった。いざやってみると、実習プログラムにある内容の意味が指導者である私自身が理解できず、計画に沿ってというよりは、日々の業務同行が中心であった。それではまずいと思い、自分も勉強し、必死に教えたことを思い返す。その実習生が大学の実習報告会でみんなの前で発表したのを聞き、実習を受け入れたことでMSWになりたいと思ってくれたことが嬉しかった反面、ちゃんと教えられたのかという気持ちも芽生えた。その後も、実習生を毎年のように受けたが、職場のMSWの人数も欠員状態の中、本当に実習生を受けるのか、教えられるのかというときもあったが、実習生の素直な学ぶ姿勢をみると初心に返り気持ちを奮い立たすことができた。毎年、違うタイプの実習生がきて、MSW志望以外の方もいたが、倫理・社会性を指導し指導者側の学びも多くあった。教えることの難しさを学ぶのと同時にその人も持ついいところみるということも学ぶことができた。

MSWは業務多忙で、時間に追われながら過ごす。でも、実習を受け入れることで、日常や組織を振り返り、多職種とのつながり、多職種理解を学ぶことも出来た。それにより相手への尊敬の念が生まれ、お互いを尊重できた。

MSWの魅力を後輩に伝えていくこと。その一つが実習生の受け入れではないだろうか。是非勇気を持って一步を踏み出そう。

実習生を受け入れていくために ～現場でのアピールにつなぐ～

新人研修に悩み、人材育成につながるヒントが得られるのではないかと、日本医療社会福祉協会の行っている実習指導者研修に参加した。

実習指導者研修を通じて、今MSWに必要なのはSW実践の専門性を可視化し、SW実践の担保をすることを目指す(周りに表現する)と最初に言われ、目から鱗状態だった。なぜか・・・、実習生を受けられないのは、日々の業務が手一杯だから・・・、オーバーワークと訴えてもなぜ忙しいのかわかってもらえない現場、余裕のない日常がエンドレスに続いて

いる・・・、その原因の一つがソーシャルワーク実践の専門性を可視化できていないことであると思えてきたからだ。

実習指導研修で学んだ印象的なポイントをまとめる。

- ①ソーシャルワーカーの業務行動すべてが専門的知識、技術、価値に基づいたものであることを実習生に伝承しようとするのがソーシャルワーカー自身が業務を見直す機会となる。
- ②ソーシャルワーク専門性を可視化したプログラムを作り、実習生に伝えていこうと準備することがソーシャルワークの専門性を職場へのアピール機会につながる。
- ③実習生が大学、地域に戻り「あそこのソーシャルワーカーのようなソーシャルワーカーになりたい」と思ってもらえることが地域で信頼されるソーシャルワーカーとして今後の業務につながっていく。

まだまだ現実的に職場にソーシャルワーク業務を可視化、実習生を受け入れる体制が整えられたわけではないが、このような意識を持ちつつ、この実習指導マニュアル作成に関わり、今後の業務に活かしていければと考える。

この実習指導マニュアル作成が、実習指導者向けだけでなく、人材育成、ソーシャルワーク実践の専門性を可視化する糸口になると期待する。

院内の各部署で実習生の相互見学の勧め

医療ソーシャルワーカーは院内外の多職種と連携し協働で、業務を展開している。

院内の「多職種連携」という視点で「その職種はどのような業務を担っているか」「その職種は医療ソーシャルワーカーとどのように連携しているか」を実習生が実際に他部署を見学し、説明を受ける機会を設けることを提案したい。

具体的な見学部署については「医事課」「診療録管理課」「看護部」「リハビリテーション科」「薬剤科」「臨床検査科」「臨床放射線科」「栄養科」等があげられる。

見学時期については依頼先の部署との日程調整にもよるが、職場実習・職種実習の段階が適当と思われる。また見学の時間は本来の実習プログラムや依頼先の部署の業務に支障のない範囲とすることが大前提となる。

これまで当院で他部署見学を行っている例として「医事課」では「保険診療の請求のしくみ」についてレセプトを見せてもらいながら説明を受けたり、「栄養科」では患者さんに提供されている様々な食形態を見学したり、介護食の試供品を試食させてもらったということがあった。「臨床検査科」「臨床放射線科」では実習生にとって未知の専門的な分野の見学となるが、普段接することができない最新の医療機器、検査の技術を知る機会にもなっている。

他部署を見学することで「病院」という組織を理解し、その中で医療ソーシャルワーカーが援助の対象としている「患者さん」がどのような検査や治療・看護を受けているかをより実際的に感じることになる。

これは養成機関を離れ、臨床の「実習」でしか得ることができない貴重な体験である。むろん見学終了後、実習生には見学レポート作成を課し見学先の部署に提出することは必須である。

このように他部署に実習生の見学を依頼するということは他部署の実習生を医療ソーシャルワーク部門に見学受け入れを行うことも意味する。こうした院内各部署が相互に実習生の見学を受け入れることはひいては院内の「次世代の専門職育成に取り組む土壌づくり」に繋がっていくのではないだろうか。

カルテ閲覧の留意点

実習機関においては、電子カルテを導入している機関も多くなってきている。電子カルテの閲覧は各実習機関で定められた職員（職種）ごとの権限が設けられており、職員コードを入力して閲覧、あるいはカルテ入力が可能になっていると思われる。カルテを閲覧し、援助過程に必要な情報を得ることは実習の中でも大切なプログラムの一つだが、ソーシャルワーカーとしてどんな情報が必要かを吟味して閲覧してもらう必要がある。クライアントのプライベートな情報を全て見せればよいということではない。

また、カルテを実際に閲覧する際に実習生が誤って入力してしまう可能性もあるため、各実習機関で実習生用のID（コード）を設けてもらい、閲覧可能な範囲を予め限定する、入力権限を与えないなど、個人情報の保護や誤操作のリスクを避けるように工夫することも大切である。

個人情報の保護を考えてみる

先日ある法人で個人情報保護について研修する機会があり、そのテーマを「うっかりもやりすぎもNG 事業所内外での個人情報 ○ ✕」これが意外に好評でしたので紹介させていただく。

研修なので、もちろん個人情報保護の重要性を知り、業務に活かすことができ、自法人・事業所のスタッフにわかりやすく説明できるようになることも大切だが、なぜ個人情報を守る必要があるのか？ 尊厳から考えるところからスタートしてみた。そこでグループワークを行い、皆さんと意見を共有していくことで見えてくることがあった。それは個人のプライバシーはプライバシー権として守らなければならないし【その人の在り方を尊重するための権利として「人格権」】なのではということである。

個人情報の保護にしても、退院計画やサービス計画の立案にしても、それはマクロの視点から言えば、利用者の尊厳と暮らしを守るために保護されたり、計画されたりするものであ

る。そうであれば情報を流さないことのみを目的とするのではなく、尊厳と暮らしを守るために、必要な社会資源と、利用者を繋ぐためには、情報の適切かつ有効な使い方という面にも配慮がされなければならない。

また近隣者など地域の人との関わりで支援やサポートでは大きな力になる。その一方で、個人の知られたくない事情が、隣人などに伝わってしまい、クレームにつながることもあるので注意が必要だ。例えば【入院者・利用者の家族と親しい隣人から「あのお宅、ご主人が胃がんの手術でたいへんらしいですね」と話しかけられ、何気なく「そうですね」と答えたところ、家族から「手術のことを隣人に漏らした」とクレームを受けた。】なんてこともある。

特に実習中留意する点としては、SNSでつい友人や家族等に実習の様子を伝える際にいつもの癖で得た情報や様子を流したりしてしまいがちである。指導者側も実習生も業務上知り得た個人情報を守る秘密保持義務は課せられているのである。

相談援助の面接を学ぶということ

実習指導マニュアル作成委員会として、実習生が最終目標として「面接」を行う、ということ念頭に置き、改訂版を作成した。

MSWにおいて、「面接」は重要なものである。面接はクライアントと出逢っていく場であり、クライアントの癒しの場でもあると思っている。だからこそ、面接技術は、ただ単にマニュアル化されたものではなく、MSWとして研鑽し続けていかなければならないと考えている。医療機関において、それぞれの専門職が治療や看護、リハビリの現場において患者と出逢っていく。MSWが患者と出逢っていく場は面接であると言えるのではないだろうか。

我々の学生時代の記憶を思い出してほしい。小学校や中学校に教育実習でやってきた大学生が、最終的に授業を受け持っていたことが蘇る。また、医療現場においては、様々な専門職を目指す学生が、実際の患者と接しながら学んでいる。現場で感じ、学ぶことは、これから専門職を目指す学生にとって、忘れがたく、また糧となる経験になるだろう。私自身も実習中、緊張の中、声も震え、どこに目線を合わせて良いのかわからないまま、面接の場でクライアントと出逢わせていただいたことを鮮明に覚えている。

普段のソーシャルワークの中で、どれだけ「面接」に重きをおいているだろうか。面接はまさしくライブである。同じ場面は二度とやってこない。だからこそ、MSWは、面接の場をどう作り、関係性の流れをどう読み、クライアントにどんな橋をかけていく。これらを、どれだけ集中して行うことができるか、がMSWに求められている。面接の場面で、実習生自身が学びとすることは多岐多様に渡ると考えられ、またソーシャルワークの価値を伝えていくことにもなり得る。面接場面が、MSWとしてのやりがい、面白さを伝えていくことにもなるだろう。

実習を終え、面接を経験をした実習生が、MSWの道を選ぶことになるかもしれない。MSW人生の第一歩を踏み出す若きMSWが増えることを願っている。

記録する意味とその大切さ

実習生が学びの教室から出て、現場の中で何を学ぶことができ、何を感じてもらえるのか、何を考えるのか、現場でしか得ることができないものを掴むことのできる実習とは何かを考えマニュアル改訂に参加してきた。

人間の記憶は薄れゆくものである。だから、この初めての現場で感じたことや、学んだこと、そして気づいたことを記録に残し、社会へ出る時、出た時の糧になるものであって欲しいと願う。学生にとって大切な記録であることを念頭に指導者には当日にコメントを返し、またコメントに対する質問やコメントだけでは伝えられない事に関しては話し合う時間を作ることが重要と考える。

記録は

- ①実習成果の自己確認→現場での体験を通して知識、理論を検証し、振り返り、何が学べたのか確認し、翌日の実習につなげる。
- ②実習指導者とのコミュニケーションツール→実習生の学習内容の把握、取組の姿勢、戸惑いなどを理解する。
- ③社会福祉専門職としての記録作成業務の訓練→ソーシャルワーク実践時に記録作成を通して援助内容を立てること、チーム内の情報共有を行うための訓練の一つ。

以上に述べた①～③を軸として、実習生がソーシャルワーカーへの第一歩を踏み出せる糧となる実習記録を、実習指導者は実習生とともに作り上げていただきたいと考える。

実習生に必要な精神的支援

慣れない実習でくたくたになりながら、必死に実習日誌を作成し、ほとんど寝ずに次の日に挑んでいたことを思い出しながらこの文章を執筆している。利用者様との触れ合いはとても新鮮で楽しかったが、終日座学だけの時やつらいことがあった時は実習に行くのが億劫になり、やめてしまいたいと考えることもあった。幸い私は大丈夫だったが、メンタル的に不安定となった学友もいた。

そんな私は必ず行わなくてはいけない実習だからこそ「楽しく笑顔で実習期間を過ごしてもらおうこと」や「日常会話を楽しめるような雰囲気づくり」を意識して実習指導を行うように心がけている。せめて楽しく過ごしてもらいたいとの思いからであり、結果的に学ぶ力を伸ばすことに繋がっていくからである。そしてそのためには実習指導者以外の職員の協力が非常に重要であるとも考えている。

また、実習生専用休憩室の確保も検討してもらいたい項目のひとつである。実習中は心身ともに消耗しやすい状況であるため、一人若しくは実習生同士だけでほっと一息つける空間があればなお良いのではないだろうか。

当院では実習環境改善を意識することで、職場環境の改善にも繋がるという相乗効果が生

まれている。

ソーシャルワーカーへの第一歩となる実習がより良いものとなるように実習指導者は環境づくりに努め、実習生を迎え入れてもらえればと思う。

現場実習に寄せる思いと現場実習指導者への期待感

実習指導に当たる一教員として、「いってらっしゃい」そう気持ちの中で、それぞれの状況に応じて声をかけ学生を現場実習に送り出す。学生は現場実習で、必ず何かを感じて帰ってくる。

学生にとっての現場実習は、社会福祉専門職としてのキャリア形成の一里塚である。そして、全ての実習生が分岐点に立つとき、と言っても良いだろう。実習に出かける前と終えてからでは、学生の意識や姿勢が必ずと言うほどに変化する。学生自身においても、実習や演習（授業）といった体験を伴う学びの意義が自覚されているようである。実習先でどのような人々に会い、何を体験し、何に悩み考えることになるのか。その一つひとつは実習生によって異なるものであり、同じ場にいた実習生の間でも同一にはならないものである。そこに、現場実習に出かける大きな意義がある。

だが、学生を実習に送り出す実習指導教員としての思いは葛藤に満ちている（と私は思う）。少なくとも私は、常に葛藤して送り出し、帰りを待っている。多くの学生が、現場実習を機にそこでの体験を通じて、自らの将来進路をより深く考え始める。それまでの夢や希望から、決意や自問へと変化していくようでもある。実習指導者は、学生に何を語ってくれるだろう。学生は、実習指導者の姿や語りをどのように受け止めてくれるだろうか。ソーシャルワークの何を体験してくれるのだろうか。

学生に見せたいことばかりが、現場にあるわけではない。人々の人生や暮らし、生命を支えるリアルな空間と時間であるからこそ、様々な人間模様と世間の姿がそこにはある。綺麗ごとだけでは済まない現実には、学生はソーシャルワークの意味を見出してくれるだろうか。挑戦への意識を奮い立たせてくれるだろうか。残念ながら、全ての学生が実習指導教員の願う方向へと成長していつくれるわけではない。当然ながら、学生一人ひとりの意思と選択、進んでいこうとする道がある。それら一人ひとりの姿に添いながら、私に何ができるのだろうか。そんな思いを伴う葛藤は、決して消えることがない。

実習中に訪問して指導にあたる時、どのような姿を学生に見せるのか。そして、どのような学生の姿が迎えてくれるのか。実習指導教員も、あれやこれやと考えながら、実習先を訪れ現場実習指導者に会い、学生と向き合うことになる。そんな思いも含めて、学生（実習生）の現状を現場実習指導者と共感・共有できたときが、何よりも嬉しくホッとするものである。

私にとって相談援助実習とは

学生時代の約1か月の相談援助実習は、座学ではわからないことばかりでとても新鮮で、毎日が学びだった。当時の実習を振り返ると、どの分野でも通じる社会福祉士の基盤や社会人としての礼儀や文章の書き方などを学ぶのに精一杯で、医療ソーシャルワーカーの本質にはあまり触れられなかったと感じている。しかし、現在私が医療ソーシャルワーカーとして勤務していることは相談援助実習での影響が大きいと感じている。

まず、大学卒業後も福祉の分野に携わることを決めたのは、実習を通して医療ソーシャルワーカーや病院内外の多職種の業務に触れ、改めて人の役に立つ仕事に魅力を感じたからである。さらに、実習指導者の業務を間近で見て、聴いて、指導者自身の社会福祉士としての姿勢や、患者との向き合い方から指導者に社会福祉士としての憧れを抱き、私は医療ソーシャルワーカーの道を目指すこととした。

私にとって相談援助実習は、当時は社会福祉士としての基礎を学ぶ場であったが、今になって振り返ると医療ソーシャルワーカーを目指すことのきっかけであり、どのような専門職になりたかったのかを思い出せる社会福祉士の原点であると思う。学生時代にとっても貴重な経験をさせてもらい、当時実習生である私と真摯に向き合ってくくださった実習指導者や先生方にとっても感謝している。

いつか自分も実習指導者を担当することがあれば、学生のお手本になるような社会福祉士であるために、一専門職として自信の持てる支援を日々行っていきたい。

13. 編集後記

2009年に「現場実習受け入れガイドライン」が発行されてから10年、当協会の喫緊の課題であったガイドラインの改訂を終え、ようやく2019年度版を会員の皆様にお届けすることができた。

今回のガイドラインは「指導者がMSWの魅力について熱く語り、実習生がMSWになりたいと思うような実習を」というコンセプトで作成した。

プログラムの内容は横軸の留意点を「実習生に行わせること」「実習生と指導者がともに行うこと」「指導者が行うべきこと」の3つに整理し、縦軸を実習期間として実習の最終段階には実習生が面接実施までに到達できるように組み立てた。

本ガイドラインは会員皆さんの所属施設の機能や現状に合った実習プログラム作成や新人教育のプログラムとして応用していただきたいと考えている。

作成を担当した実習プログラム作成委員会の思いが会員の皆さんに伝わり、現場で多に活用されることを切に願う。

実習マニュアル作成委員会 委員長 任田 康子

参考文献

- ・(社) 日本社会福祉士会「社会福祉士実習テキスト」中央法規出版 2009 年
- ・(社) 日本医療社会事業協会監修 福山和女、田中千恵子責任編集『新・医療ソーシャルワーカー実習』川島書店 2014 年
- ・北海道医療ソーシャルワーカー協会「保健医療機関における社会福祉実習マニュアル」2007 年
- ・北海道医療ソーシャルワーカー協会 実習委員会「保険医療機関における社会福祉実習～実践的実習マニュアル～」2018 年
- ・奥川幸子監修、河野聖夫著『スーパービジョンへの招待「OGSV モデル」の考え方と実践』中央法規出版 2018 年
- ・奥川幸子著『未知との遭遇～癒しとしての面接』三輪書店 1997 年
- ・日本社会福祉士会「社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方」中央法規出版 2015 年

引用文献

- ・村上寿賀子、竹内一夫、横山豊治、前田美也子編著「ソーシャルワーカーのための病院実習ガイドブック」勁草書房 2007 年 145 頁の記述形態を「実習指導の実際例」(19～21 頁)の表現において援用
- ・新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科「相談援助実習の手引き 平成 30 年度」(平成 30 年 4 月 1 日現在)および「相談援助実習Ⅲ(本実習)ノート」(平成 30 年 4 月 1 日現在)

新潟県医療ソーシャルワーカー協会実習受け入れガイドライン 2019 年版

発行 2019 年 6 月

編集 新潟県医療ソーシャルワーカー協会
実習マニュアル作成委員会

委員 任田康子(新潟脳外科病院) 鈴木真(桑名病院) 川崎智恵(新潟臨港病院)
阿部葉子(在宅ケアクリニック川岸町) 丸山百合子(信楽園病院)
中野博幸(総合リハビリテーションセンターみどり病院) 岩淵英理(豊栄病院)
河野聖夫(新潟医療福祉大学) 新野直紀(クラレテクノ(株)ちゅーりっぷ苑)
(順不同)

新潟県医療ソーシャルワーカー協会 事務局

〒951-8520 新潟県新潟市中央区旭町通 1 番町 754 番地

新潟大学医歯学総合病院 患者総合サポートセンター内

TEL(025) 2 2 7-0 8 8 1 FAX(025) 2 2 7-0 3 5 7